

## 第 19 号議案

### 志木市手数料条例の一部を改正する条例

志木市手数料条例（平成 12 年志木市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 第 1 号事務の種類欄中「審査」の次に「（次号及び第 3 号に規定する審査を除く。）」を加え、同号金額欄中「7,000」を「8,000」に、「14,000」を「20,000」に、「24,000」を「34,000」に、「31,000」を「36,000」に、「58,000」を「39,000」に改め、同号備考欄中「500 平方メートル」を「300 平方メートル」に改め、同表中第 22 号を第 32 号とし、第 19 号から第 21 号までを 10 号ずつ繰り下げ、第 18 号を第 26 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(27) 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。次号において「令」という。）第 137 条の 12 第 6 項の規定に基づく既存建築	既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請手数	1 件	27,000	
---	--	-----	--------	--

物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	料			
(28) 令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定申請手数料	1件	27,000	

別表第7中第17号を第25号とし、第7号から第16号までを8号ずつ繰り下げ、同表第6号中「法第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同号を同表第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第3	検査済証の交付を受ける前における建築物の	1件	120,000	
----------------------------------	----------------------	----	---------	--

8 項 第 1 号 若 し く は 第 2 号 ( これ ら の 規 定 を 法 第 8 7 条 の 4 又 は 第 8 8 条 第 1 項 若 し く は 第 2 項 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む 。 ) の 規 定 に 基 づ く 仮 使 用 の 認 定 の 申 請 に 対 す る 審 査	仮 使 用 認 定 申 請 手 数 料			
---	------------------------------	--	--	--

別表第7第5号事務の種類欄中「法第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、「中間検査」の次に「(次号に規定する中間検査を除く。)」を加え、同号金額欄中「31,000」を「27,000」に、「52,000」を「33,000」に改め、同号備考欄中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同号を同表第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 法 第 7 条 の 3 第 1 項 又 は	昇 降 機 を 含 む 建 築 物	1 件	ア 中 間 検 査 の 対 象 が 建 築 物 ( 建 築 設 備 を 除 く 。	
----------------------------------	-------------------------	-----	---	--

<p>第18条 第28項 の規定に 基づく建 築物に関 する中間 検査(中間 検査の申 請又は通 知に係る 計画に法 第87条 の4の昇 降機に係 る部分が 含まれる 場合に限 る。)</p>	<p>に 関 す る 中 間 検 査 手 数 料</p>	<p>以下この号にお いて同じ。)の みの場合 前号 金額の欄の額</p>	
		<p>イ 中間検査の対 象が建築物及び 昇降機の場合 前号金額の欄 の額に、中間検 査の対象となる 昇降機1基ごと に16,000 (小荷物専用 昇降機につい ては、10,00 0)を加算した 金額</p>	
		<p>ウ 中間検査の対 象が昇降機のみ の場合 中間検 査の対象となる 昇降機1基ごと に16,000 (小荷物専用 昇降機につい ては、10,00 0)</p>	

別表第7第4号事務の種類欄中「法第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同号を同表第10号とし、同表第3号事務の種類

の欄中「法第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、「完了検査」の次に「（次号及び第8号に規定する完了検査を除く。）」を加え、同号ア(ア)中「14,000」を「15,000」に改め、同号ア(イ)中「17,000」を「24,000」に改め、同号ア(ウ)中「24,000」を「34,000」に改め、同号ア(エ)中「35,000」を「37,000」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同号ア(オ)中「59,000」を「42,000」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同号イ中「法第18条第21項」を「第18条第30項」に改め、同号イ(エ)中「33,000」を「28,000」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同号イ(オ)中「57,000」を「36,000」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同号を同表第6号とし、同号の次に次の3号を加える。

<p>(7) 法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査（完了検査の申請又は通知に係る計画に法第87条の4の昇降</p>	<p>昇降機を含む建築物に関する完了検査手数料</p>	<p>1件</p>	<p>前号金額の欄の額に、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した金額          ア イに規定する昇降機以外の昇降機の場合 1基ごとに17,000（小荷物専用昇降機については、10,000）          イ 法第7条の3第5項の中間検査合格証の交付</p>	
--	-----------------------------	-----------	--	--

<p>機に係る部分が含まれる場合に限る。)</p>			<p>を受けた昇降機の場合 1基ごとに16,000 (小荷物専用昇降機については、10,000)</p>	
<p>(8) 法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく特定建築行</p>	<p>要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る建築物に関する完了検査手数料</p>	<p>1件</p>	<p>第6号金額の欄の額 (昇降機を含む建築物については、同欄の額に前号金額の欄の額を加算した額) に、申請に係る特定建築行為を行おうとする1の建築物ごとに次に定める額を加算した金額 ア 3,000  イ 5,000</p>	<p>床面積の合計 (市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号において同じ。) が30平方メートル以内のもの 床面積の合計</p>

<p>為の場合に限る。)</p>			<p>ウ 6,000</p> <p>エ 7,000</p>	<p>が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</p>
<p>(9) 法第8条第4において準用する法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する完了検査</p>	<p>建築設備に関する完了検査手数料</p>	<p>1件</p>	<p>昇降機1基ごとに17,000(小荷物専用昇降機については、10,000)</p>	

別表第7中第2号を第5号とし、第1号の次に次の3号を加える。

<p>(2) 法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査(申請又は通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)</p>	<p>昇降機を含む建築物に関する確認申請又は計画通知手数料</p>	<p>1件</p>	<p>ア 昇降機を含む建築物を建築する場合(イからエまでに掲げる場合を除く。)</p> <p>前号金額の欄の額、昇降機1基ごとに14,000(小荷物専用昇降機については、5,000)を加算した額</p>	
			<p>イ 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築物を建築する場合 前号金額の欄の額、計画の変更をする昇降機1基ごとに7,000(小荷物専用昇降機については、4,000)を加算した額</p>	
			<p>ウ 確認を受けた</p>	

			建築物のみの計画の変更をして建築物を建築する場合 前号金額の欄の額	
			エ 確認を受けた昇降機のみ計画の変更をして建築物を建築する場合 計画の変更をする昇降機 1 基ごとに 7, 0 0 0 (小荷物専用昇降機については、4, 0 0 0)	
(3) 法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は法第 1 8 条第 2 項の規定に基づく建築物に関する計	建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に関する	1 件	申請に係る特定建築行為を行おうとする 1 の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 (平成 2 8 年国土交通省令第 5 号) 第 2 条第	

<p>画の通知 に対する 審査(建築 物のエネ ルギー消 費性能の 向上等に 関する法 律(平成2 7年法律 第53号) 第11条 第1項た だし書(同 条第2項 において 準用する 場合を含 む。)又は 第12条 第2項た だし書(同 条第3項 において 準用する 場合を含 む。)に規 定する特 定建築行</p>	<p>確認申 請又は 計画通 知手数 料</p>	<p>1項第1号イ又 はロに定める基 準に適合するも の(イに掲げる ものを除く。) 第1号金額の 欄の額(昇降機 を含む建築物に ついては、前号 金額の欄の額) に、次に定める 額を加算した金 額 (ア) 一戸建ての 住宅 a 又は b に掲げる額 a 14, 0 00 b 16, 0 00 (イ) 住宅用途 を含む建築物 の住宅部分 27, 000 イ 建築物のエネ</p>	<p>床面積の合計 が200平方 メートル以内 のもの 床面積の合計 が200平方 メートルを超 えるもの</p>
--	--	--	---

為に限  
る。)

ルギー消費性能  
の向上等に関する  
法律施行規則  
第2条第1項第  
1号イ又はロに  
定める基準に適  
合するもの（建  
築物のエネルギー  
消費性能の向  
上等に関する法  
律第11条第2  
項及び第12条  
第3項の規定に  
基づくものに限  
る。） 第1号  
金額の欄の額  
（昇降機を含む  
建築物について  
は、前号金額の  
欄の額）に、次  
に定める額を加  
算した金額

(ア) 一戸建ての  
住宅 a 又は  
b に掲げる額

a 7,000  
0

床面積の合計  
が200平方  
メートル以内  
のもの

			<p>b 8,000</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>13,500</p>	<p>床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</p>
<p>(4) 法第8条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は法第8条の4において準用する法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計</p>	<p>建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料</p>	<p>1件</p>	<p>ア 昇降機を設置する場合（イに掲げる場合を除く。）1基ごとに14,000（小荷物専用昇降機については、5,000）</p>	
			<p>イ 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合1基ごとに7,000（小荷物専用昇降機については、4,000）</p>	

画の通知 に対する 審査				
--------------------	--	--	--	--

別表第8第2号金額の欄中「次のイ」及び「当該イ」の次に「からエまで」を加え、同号ア(ア)中「7,000」を「8,000」に改め、同号ア(イ)中「14,000」を「20,000」に改め、同号ア(ウ)中「24,000」を「34,000」に改め、同号ア(エ)中「31,000」を「36,000」に改め、同号イ中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ 建築基準法第 87条の4の昇 降機に係る部分 が含まれる場合 次に掲げる区 分に応じそれぞ れ次に定める額 (ア) 昇降機を設 置するもの (イ)に掲げ るものを除 く。) 1基 ごとに14, 000(小荷 物専用昇降 機について は、5,00 0) (イ) 建築基準 法第6条第1		
--	--	--

項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの 1  
基ごとに7,  
000 (小荷物専用昇降機については、4,000)

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書 (同条第2項において準用する場合を含む。)  
又は第12条第2項ただし書 (同条第3項において準用する場合を含む。)  
に規定する特定建築行為の場合  
申請に係る特定建築行為を行おうとする1の

建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するものの（(イ)に掲げるものを除く。）

a 一戸建ての住宅 (a) 又は (b) に掲げる額

(a) 14,000 床面積の合計が200平方メートル以内のもの

(b) 16,000 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

b 住宅用途を含む建築

物の住宅部  
分 27,  
000

(イ) 建築物のエ  
ネルギー消費  
性能の向上等  
に関する法律  
施行規則第  
2条第1項第  
1号イ又はロ  
に定める基準  
に適合するも  
の（建築物の  
エネルギー消  
費性能の向上  
等に関する法  
律第11条第  
2項及び第1  
2条第3項の  
規定に基づく  
ものに限る。）

a 一戸建て  
の住宅 (a)  
又は (b) に  
掲げる額

(a) 7, 0  
00

(b) 8, 0

床面積の合計  
が200平方  
メートル以内  
のもの

床面積の合計

00	が200平方 メートルを超 えるもの
b 住宅用途 を含む建築 物の住宅部 分 13, 500	

別表第8第4号金額の欄中「欄イ」及び「当該イ」の次に「からエまで」を加える。

別表第9第1号金額の欄中「次に掲げる額」を「1の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同号ア(イ)及び(ウ)を次のように改める。

(イ) 住宅用途 を含む建築物 の住宅部分 11,000	
(ウ) 非住宅用 途を含む建築 物の非住宅部 分 11,0 00	

別表第9第1号イ(ア) a 中「未満」を「以内」に改め、同号イ(ア) b 中「以上の」を「を超える」に改め、同号イ(イ)を次のように改める。

(イ) 住宅用途 を含む建築物 の住宅部分 80,000	
---------------------------------------	--

別表第9第1号ウ(ア) a 中「未満」を「以内」に改め、同号ウ(ア) b 中「以上の」を「を超える」に改め、同号ウ(イ)を次のように改める。

(イ) 住宅用途	
----------	--

を含む建築物  
の住宅部分  
38,000

別表第9第1号エ及びオを次のように改める。

エ ア以外の場合  
で、省令第10  
条第2号イ(1)  
及びロ(2)又は  
同号イ(2)及び  
ロ(1)に定める  
基準に適合する  
もの

(ア) 一戸建ての  
住宅 a 又は  
b に掲げる額

a 29,000

床面積の合計  
が200平方  
メートル以内  
のもの

b 33,000

床面積の合計  
が200平方  
メートルを超  
えるもの

(イ) 住宅用途  
を含む建築物  
の住宅部分  
59,000

オ ア以外の場合  
で、省令第10  
条第1号イ(1)

及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	2 67,000
------------------------------------	-------------

別表第9第1号に次のように加える。

		カ ア以外の場合 で、省令第10 条第1号イ(2) 及びロ(2)に定 める基準に適合 する非住宅用途 を含む建築物の 非住宅部分	1 02,000
--	--	---	-------------

別表第9第2号名称の欄中「建築基準関係規定適合の審査の申出に伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料」を「建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料」に改め、同号金額の欄中「前号金額の欄ア又はイの額」を「前号に規定する合算して得た金額」に改め、「次のイ」及び「当該イ」の次に「からエまで」を加え、同号ア中「(オ)まで」を「(エ)まで」に改め、同号ア(ア)中「7,000」を「8,000」に改め、「合計」の次に「(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下アにおいて同じ。)」を加え、同号ア(イ)中「14,000」を「20,000」に改め、同号ア(ウ)中「24,000」を「34,000」に改め、同号ア(エ)中「31,000」を「36,000」に、「超え、500平方メートル以内の」を「超える」に改め、同号ア(オ)を削り、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ 建築基準法第	
----------	--

87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(7) 昇降機を設置するもの

(イ)に掲げるものを除く。) 1基ごとに14,000(小荷物専用昇降機については、5,000)

(イ) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの 1基ごとに7,000(小荷物専用昇降機については、4,000)

0)

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合申請に係る特定建築行為を行おうとする1の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロ

に定める基準  
に適合するも  
の（(イ)に掲  
げるものを除  
く。）

a 一戸建て  
の住宅 (a)  
又は (b) に  
掲げる額

(a) 14, 床面積の合計  
000 が200平方  
メートル以内  
のもの

(b) 16, 床面積の合計  
000 が200平方  
メートルを超  
えるのもの

b 住宅用途  
を含む建築  
物の住宅部  
分 27,  
000

(イ) 建築物のエ  
ネルギー消費  
性能の向上等  
に関する法律  
施行規則第  
2条第1項第  
1号イ又はロ  
に定める基準

に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）

a 一戸建ての住宅 (a) 又は (b) に掲げる額

(a) 7, 000

床面積の合計が200平方メートル以内のもの

(b) 8, 000

床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 13, 500

別表第9第3号金額の欄中「次に掲げる額」を「1の建築物ごとに次に掲げる額」に改め、同号ア(イ)及び(ウ)を次のように改める。

(イ) 住宅用途

を含む建築物 の住宅部分 5, 500 (ウ) 非住宅用 途を含む建築 物の非住宅部 分 5, 50 0	
---	--

別表第9第3号イ(ア) a 中「未満」を「以内」に改め、同号イ(ア) b 中「以上の」を「を超える」に改め、同号イ(イ)を次のように改める。

(イ) 住宅用途 を含む建築物 の住宅部分 40, 000	
--	--

別表第9第3号ウ(ア) a 中「未満」を「以内」に改め、同号ウ(ア) b 中「以上の」を「を超える」に改め、同号ウ(イ)を次のように改める。

(イ) 住宅用途 を含む建築物 の住宅部分 19, 000	
--	--

別表第9第3号エ及びオを次のように改める。

エ ア以外の場合 で、省令第10 条第2号イ(1) 及びロ(2)又は 同号イ(2)及び ロ(1)に定める 基準に適合する もの (ア) 一戸建ての	
---	--

住宅 a 又は b に掲げる額	
a 14, 5 00	床面積の合計 が200平方 メートル以内 のもの
b 16, 5 00	床面積の合計 が200平方 メートルを超 えるもの
(イ) 住宅用途 を含む建築物 の住宅部分 29, 500	
オ ア以外の場合 で、省令第10 条第1号イ(1) 及びロ(1)に定 める基準に適合 する非住宅用途 を含む建築物の 非住宅部分 1 33, 500	

別表第9第3号に次のように加える。

			カ ア以外の場合 で、省令第10 条第1号イ(2) 及びロ(2)に定 める基準に適合 する非住宅用途
--	--	--	---

			を含む建築物の 非住宅部分 5 1, 000	
--	--	--	------------------------------	--

別表第9第4号金額の欄中「前号金額の欄ア又はイの額」を「前号に規定する合算して得た金額」に改め、「欄イ」及び「当該イ」の次に「からエまで」を加える。

別表第10第1号事務の種類欄中「平成27年法律第53号。」を削り、「第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に改め、同号金額の欄及び備考の欄を次のように改める。

申請に係る特定建築行為を行おうとする1の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額	
ア 法第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項の認定又は法第31条第1項の変更の認定を受	

けたことを示す書類が提出された場合

(ア) 一戸建ての住宅 5, 000

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 11, 000

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 11, 000

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「省令」という。）第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 a 又は

b に掲げる額	
a 40,000	床面積の合計が200平方メートル以内のもの
b 44,000	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分	
80,000	
0	
ウ ア以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの	
(ア) 一戸建ての住宅 a 又は b に掲げる額	
a 20,000	床面積の合計が200平方メートル以内のもの
b 22,000	床面積の合計が200平方

<p>(イ) 住宅用途 を含む建築物 の住宅部分 38,000</p>	<p>メートルを超えるもの</p>
<p>エ ア以外の場合 で、省令第1条 第1項第2号イ (1)及びロ(2)又 は同号イ(2)及 びロ(1)に定め る基準に適合す るもの</p>	
<p>(ア) 一戸建ての 住宅 a 又は b に掲げる額 a 29,000</p>	<p>床面積の合計 が200平方 メートル以内 のもの</p>
<p>b 33,000</p>	<p>床面積の合計 が200平方 メートルを超 えるもの</p>
<p>(イ) 住宅用途 を含む建築物 の住宅部分 59,000</p>	

0	
オ ア以外の場合 で、省令第1条 第1項第1号イ に定める基準に 適合するもの 267, 00	
0	
カ ア以外の場合 で、省令第1条 第1項第1号ロ に定める基準に 適合するもの 102, 00	
0	

別表第10第6号を削り、同表第5号事務の種類欄中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同号金額欄中「第3号」を「第4号」に改め、「イ」の次に「からエまで」を加え、同号を同表第6号とし、同表第4号事務の種類欄中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同号金額欄中「第1号」を「第3号」に改め、同号ア中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号ア(イ)及び(ウ)を次のように改める。

(イ) 住宅用途 を含む建築物 の住宅部分 5, 500	
(ウ) 非住宅用 途を含む建築	

物の非住宅部 分 5, 50 0
------------------------

別表第10第4号イ(ア) a 中「未満」を「以内」に改め、同号イ(ア) b 中「以上の」を「を超える」に改め、同号イ(イ)を次のように改める。

(イ) 住宅用途 を含む建築物 の住宅部分 40, 000
--

別表第10第4号ウ(ア) a 中「未満」を「以内」に改め、同号ウ(ア) b 中「以上の」を「を超える」に改め、同号ウ(イ)を次のように改める。

(イ) 住宅用途 を含む建築物 の住宅部分 19, 000
--

別表第10第4号エ及びオを次のように改める。

エ ア以外の場合 で、省令第10 条第2号イ(1) 及びロ(2)又は 同号イ(2)及び ロ(1)に定める 基準に適合する もの (ア) 一戸建ての 住宅 a 又は b に掲げる額 a 14, 5 00
--

床面積の合計  
が200平方  
メートル以内

	のもの
b 16, 500	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分	
29, 500	
オ ア以外の場合	
で、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	
133, 500	

別表第10第4号に次のように加える。

	カ ア以外の場合
	で、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分
	51, 000

別表第10第4号を同表第5号とし、同表第3号事務の種類欄中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第3

0条第2項」に改め、同号金額の欄中「次のイ」及び「当該イ」の次に「からエまで」を加え、同号ア中「(オ)まで」を「(エ)まで」に改め、同号ア(ア)中「7,000」を「8,000」に改め、「合計」の次に「(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下アにおいて同じ。)」を加え、同号ア(イ)中「14,000」を「20,000」に改め、同号ア(ウ)中「24,000」を「34,000」に改め、同号ア(エ)中「31,000」を「36,000」に、「超え、500平方メートル以内の」を「超える」に改め、同号ア(オ)を削り、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ 建築基準法第 87条の4の昇 降機に係る部分 が含まれる場合 次に掲げる区 分に応じそれぞ れ次に定める額 (ア) 昇降機を設 置するもの (イ)に掲げ るものを除 く。) 1基 ごとに14, 000(小荷 物専用昇降 機について は、5,00 0) (イ) 建築基準 法第6条第1 項の規定によ
--

る確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの 1  
基ごとに7,  
000 (小荷物専用昇降機については、4, 000)

ウ 法第11条第1項ただし書 (同条第2項において準用する場合を含む。) 又は第12条第2項ただし書 (同条第3項において準用する場合を含む。) に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする1の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するものの（(イ)に掲げるものを除く。）

a 一戸建ての住宅 (a) 又は (b) に掲げる額

(a) 14,000 床面積の合計が200平方メートル以内のもの

(b) 16,000 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 27,000

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するものの（(イ)に掲げるものを除く。）

エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（法第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）

a 一戸建ての住宅 (a) 又は (b) に掲げる額

(a) 7, 000 床面積の合計が200平方メートル以内のもの

(b) 8, 000 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 13,

5 0 0

別表第 1 0 第 3 号を同表第 4 号とし、同表第 2 号事務の種類欄中「第 3 4 条第 1 項」を「第 2 9 条第 1 項」に改め、同号ア中「第 3 5 条第 1 項各号」を「第 3 0 条第 1 項各号」に改め、同号ア(イ)及び(ウ)を次のように改める。

(イ) 住宅用途 を含む建築物 の住宅部分 1 1, 0 0 0	
(ウ) 非住宅用 途を含む建築 物の非住宅部 分 1 1, 0 0 0	

別表第 1 0 第 2 号イ(ア) a 中「未満」を「以内」に改め、同号イ(ア) b 中「以上の」を「を超える」に改め、同号イ(イ)を次のように改める。

(イ) 住宅用途 を含む建築物 の住宅部分 8 0, 0 0 0	
---	--

別表第 1 0 第 2 号ウ(ア) a 中「未満」を「以内」に改め、同号ウ(ア) b 中「以上の」を「を超える」に改め、同号ウ(イ)を次のように改める。

(イ) 住宅用途 を含む建築物 の住宅部分 3 8, 0 0 0	
---	--

別表第 1 0 第 2 号エ及びオを次のように改める。

エ ア以外の場合 で、省令第 1 0 条第 2 号イ(1)	
-------------------------------------	--

及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	
(ア) 一戸建ての住宅 a 又は b に掲げる額	
a 29,000	床面積の合計が200平方メートル以内のもの
b 33,000	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分	
59,000	
オ ア以外の場合で、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	
267,000	

別表第10第2号に次のように加える。

			カ ア以外の場合 で、省令第10 条第1号イ(2) 及びロ(2)に定 める基準に適合 する非住宅用途 を含む建築物の 非住宅部分 1 02,000
--	--	--	---

別表第10中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第1 1条第2 項又は第 12条第 3項の規 定に基づ く建築物 エネルギー 消費性 能適合性 判定	計画の 変更 に係る建 築物エ ネルギー 消費 性能適 合性判 定手 数料	1件	申請に係る特定建 築行為を行おうと する1の建築物ご とに次に掲げる額 を合算して得た金 額 ア 法第29条第 3項に規定する 他の建築物につ いて、当該建築 物が記載された 同条第1項に規 定する建築物エ ネルギー消費性 能向上計画が法 第30条第1項 の認定又は法第 31条第1項の 変更の認定を受
---	--	----	---

けたことを示す書類が提出された場合

(ア) 一戸建ての住宅 2, 500

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 5, 500

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 5, 500

イ ア以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 a 又は b に掲げる額

a 20, 000

b 22, 0

床面積の合計が200平方メートル以内のもの

床面積の合計

		00	が200平方メートルを超えるもの
		(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分	
		40,000	
		ウ ア以外の場合	
		で、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの	
		(ア) 一戸建ての住宅 a 又は b に掲げる額	
		a 10,000	床面積の合計が200平方メートル以内のもの
		b 11,000	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
		(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分	
		19,000	
		エ ア以外の場合	

で、省令第1条  
第1項第2号イ  
(1)及びロ(2)又  
は同号イ(2)及  
びロ(1)に定め  
る基準に適合す  
るもの

(ア) 一戸建ての  
住宅 a 又は  
b に掲げる額

a 14,500

床面積の合計  
が200平方  
メートル以内  
のもの

b 16,500

床面積の合計  
が200平方  
メートルを超  
えるもの

(イ) 住宅用途  
を含む建築物  
の住宅部分

29,500

オ ア以外の場合  
で、省令第1条  
第1項第1号イ  
に定める基準に  
適合するもの

133,500

カ ア以外の場合

			で、省令第1条 第1項第1号ロ に定める基準に 適合するもの 51,000	
--	--	--	---	--

別表第10第7号事務の種類のカラム中「(平成28年国土交通省令第5号)第11条」を「第13条」に改め、同号金額のカラム及び備考のカラムを次のように改める。

申請に係る特定建築行為を行おうとする1の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 ア 法第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項の認定又は法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出され	
---	--

た場合

(ア) 一戸建ての  
住宅 2, 5  
00

(イ) 住宅用途  
を含む建築物  
の住宅部分  
5, 500

(ウ) 非住宅用  
途を含む建築  
物の非住宅部  
分 5, 50  
0円

イ ア以外の場合  
で、省令第1条  
第1項第2号イ  
(1)及びロ(1)に  
定める基準に適  
合するもの

(ア) 一戸建ての  
住宅 a 又は  
bに掲げる額  
a 20, 0  
00

床面積の合計  
が200平方  
メートル以内  
のもの

b 22, 0  
00

床面積の合計  
が200平方  
メートルを超  
えるもの

(イ) 住宅用途  
を含む建築物  
の住宅部分  
40,000

ウ ア以外の場合  
で、省令第1条  
第1項第2号イ  
(2)及びロ(2)に  
定める基準に適  
合するもの

(ア) 一戸建ての  
住宅 a 又は  
b に掲げる額

a 10,000

床面積の合計  
が200平方  
メートル以内  
のもの

b 11,000

床面積の合計  
が200平方  
メートルを超  
えるもの

(イ) 住宅用途  
を含む建築物  
の住宅部分  
19,000

エ ア以外の場合  
で、省令第1条  
第1項第2号イ

(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 a 又は b に掲げる額

a 14,500

床面積の合計が200平方メートル以内のもの

b 16,500

床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分  
29,500

オ ア以外の場合で、省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの  
133,500

カ ア以外の場合で、省令第1条

第1項第1号ロ に定める基準に 適合するもの 51,000	
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の志木市手数料条例別表第7第1号（建築物の計画の変更に係るものを除く。）及び第2号（アの規定に限る。）、別表第8第2号、別表第9第2号並びに別表第10第1号及び第4号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の志木市手数料条例別表第7第1号（建築物の計画の変更に係るものに限る。）、第2号（イ及びウの規定に限る。）、第6号から第8号まで、第11号及び第12号、別表第8第4号、別表第9第4号並びに別表第10第6号の規定は、施行日以後に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料について適用し、施行日前に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和7年2月20日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の改正に伴い、特定建築行為に関する確認申請に係る手数料の設定等をしたいので、地

方自治法第228条第1項の規定により、この案を提出するものである。